

## リース会計の変遷に関する研究

(豊橋創造大学大学院修士課程) 村田 泰英  
中野 一豊

わが国の重要な設備投資手段の一つであるリースにおける「リース会計基準」は、1993年(平成5年)6月に企業会計審議会から公表された。その後、2007年(平成19年)3月30日付で改正が行われ、例外的に認められていた「所有権移転外ファイナンス・リース取引」の賃貸借処理が廃止され、売買処理が義務付けられた。その結果、リース資産・債務の資本化(オンバランス)が図られ、財務諸表の比較可能性が確保されることとなった。

本論文は、日本における「リース会計基準」の変遷を中心とし、改正後の基準により資本化(オンバランス)が強制されたことによる企業への影響も含め、考察をしたものである。

キーワード：資本化(オンバランス)・売買処理・賃貸借処理

### I はじめに

わが国に設備調達手段の一つとしてリースが本格的に導入されたのは1963年(昭和38年)である。わが国のリース産業は、リースの将来性に着目した企業グループが、新規の開拓事業分野として創設したものである。商社・銀行・生損保会社の出資により総合リース会社の大半が設立された経緯がある。

リース先進国であるアメリカのリースの歴史は、19世紀後半に遡ることができるが、近代リースについては、朝鮮戦争終了後(1955年)に急速に発展した。航空機・エレクトロニクス・石油化学等の産業の発展に伴い技術革新の波が押し寄せ、企業にその対応が迫られたことによる。強い設備資金需要にもかかわらず、企業は財務的に切迫しており、自己資金による設備投資が困難であったため、リースのニーズが急速に高まった。70年代に入って銀行がリース業務に本格参入(470行のうち303行)したことにより、リース市場は大きな発展を遂げた。

わが国にリースが導入されたのは1963年(昭和38年)であるが、その後、約10年間は税法も会計基準も整備されず、不明瞭な会計処理が行われているという実態があった。1978年(昭和53年)に国税庁長官通達「リース取引に係る法人税及び所得税の取扱いについて」が示され、その後、1988年(昭和63年)に「リース期間が法定耐用年数よりも長いリース取引の税務上の取扱いについて」が示された。しかし、これらの通達は国税庁の行政文書であり、1998年(平成10年)の税制改正により「リース税制」が法制化された。

「リース会計基準」については、1993年(平成5年)6月に企業会計審議会から「リース取引に係る会計基準に関する意見書」が公表された。その後、2002年(平成14年)7月より企業会

計基準委員会において審議が行われ、2007年（平成19年）3月30日付で、「リース取引に関する会計基準」と「リース取引に関する会計基準の適用指針」が公表され、例外的に認められていた「所有権移転外ファイナンス・リース取引」の賃貸借処理（オフバランス）が廃止され、売買処理（オンバランス）を義務付け、財務諸表の比較可能性等が確保されることとなった。

本論文は、日本における「リース会計基準」の変遷を中心とし、改正後の基準によりオンバランス化が強制されたことによる企業への影響も含め、考察をした。

## II わが国におけるリース会計基準の展開

### 1. リース会計基準設定の経緯

リース取引は日本経済の進展とともに急激な発展をしたにもかかわらず、日本のリース取引における開示規定は、税法・商法・証券取引法による規定のみとなっていた。しかし、わが国のリース産業の成長とともに「リース会計基準」の形成が必要不可欠となった。そこで、企業会計審議会は、1993年（平成5年）6月17日に第一部会および同小委員会の合同会議を開催し、「リース取引に係る会計基準に関する意見書」（以下「意見書」）と題する報告書をまとめ、同日付で大蔵大臣へ提出し、公表した。「意見書」の内容は、「リース会計基準の設定について」と題する前文を受け、「リース取引に係る会計基準」（以下「基準」）および「リース取引に係る会計基準注解」（以下「注解」）から構成されている。なお、別紙として、リース取引に係る注記の様式例が提示されている。

「基準」は、リース取引に係る会計処理および開示に関する基本的なルールを示したものである。その特徴として、法形式よりも経済的実質を優先するという立場から、ファイナンス・リース取引については原則として通常の売買取引に準じた会計処理を行うこととし、借手側においては当該取引によって生じた資産および負債を貸借対照表に計上することを原則としてしなければならないと定めている。ただし、契約上の諸条件に照らしてリース物件の所有権が借手側に移転すると認められるもの以外の取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理が行うことができるとした（いわゆる「例外規定」）。しかし、この場合においてもファイナンス・リース取引はオンバランスを原則としていることから、通常の売買取引に準じた方法によって会計処理を行った場合と同様の情報を財務諸表に注記することを求めた。このようにしてファイナンス・リース取引は、その結果が、貸借対照表に記載されるか、または注記として開示されるかのいずれの場合であっても、財務諸表利用者にとっては、重要な情報を入手できることを可能としたものであった。なお、「基準」の審議段階において、リース取引に関する会計基準としては、その会計処理および表示に関する基本原則を示すのみでは不十分であり、とくにファイナンス・リース取引についてはアメリカ財務会計基準審議会（Financial Accounting Standards Board：以下「FASB」）の基準にみられるように、その具体的な判定基準を示すべきであるとの意見もあったが、「意見書」においては、このような点については、定められなかった。

会計基準や監査基準については、その骨格部分の形成を企業会計審議会が担当し、その展

開部分については、日本公認会計士協会が主として担当するという慣行が作りあげられてきていた。「基準」においても、その前文において、リース会計基準を適用するにあたっての実務指針等については、1994年（平成6年）1月に「リース取引の会計処理及び開示に関する実務指針」が同協会から公表された。

## 2. リース会計処理と実質優先主義

「基準」によれば、リース取引はファイナンス・リース取引とオペレーティング・リース取引に大別され、ファイナンス・リース取引はさらに所有権移転ファイナンス・リース取引と所有権移転外ファイナンス・リース取引に分類される。

### リース取引

ファイナンス・リース取引	所有権移転ファイナンス・リース取引
	所有権移転外ファイナンス・リース取引
オペレーティング・リース取引	

リースは、法形式上は賃貸借取引に該当するが、その経済的実質は金融機能を有する金融取引（売買取引）と捉えられており、ファイナンス・リース取引とオペレーティング・リース取引という二つの考え方が主張されている。

ファイナンス・リース取引は、リースの経済的実質を重視し、賃貸借ではなく、金融取引または割賦売買とみなし、会計処理を行う方法である。この方法では、賃借人は、リース物件を実質的に割賦購入した場合と同様の会計処理が要求されている。賃借人は、リース物件を貸借対照表に「リース資産」として計上し、同時に対応する債務を「リース債務」として計上する。「リース資産」はリース期間にわたって減価償却を行い、「リース債務」は元本の返済と金利の支払いとして処理する。一方、リース会社（賃貸人）は、リース物件は資産計上の対象とはならず、その代わりに割賦販売したものとみなすために、「リース債権」を資産として計上する。したがって、受取りース料は、「リース債権」の回収として処理されることになる。

オペレーティング・リース取引は、リースの法的な形式を重視し、一般の賃貸借に準じた会計処理を行う方法である。この方法は、リース物件の法的な所有権が賃貸人であるリース会社に帰属するために、リース会社（賃貸人）はリース物件を貸借対照表に「リース資産（または、貸与資産）」として計上し、リース期間にわたり定額法で減価償却を行う。また、賃借人から受け取るリース料は、当該資産の使用料という意味でリース会社（賃貸人）の損益計算書に営業収益として計上される。一方、賃借人であるユーザーは、毎期の支払リース料を損益計算書に費用として計上するだけで、貸借対照表上はオフバランスされて、オペレーティング・リース取引として脚注でその情報が開示されることになる。

ファイナンス・リース取引のように経済的実質を優先する考え方を実質優先主義といい、これにより経済的実態を財務諸表に的確に反映させ、リース取引と資産の割賦販売取引との会計処理の比較可能性が確保されることになる。

### Ⅲ 2008年(平成20年)4月1日以降のリース会計基準

わが国のリース取引に関する会計基準としては、前述の通り、1993年(平成5年)6月17日に企業会計審議会第一部会から初めての公式見解である「リース取引に係る会計基準に関する意見書」(以下「意見書」)が公表されている。「意見書」における「リース取引に係る会計基準」(以下「基準」)においては、ファイナンス・リース取引のうち「所有権移転外ファイナンス・リース取引」については一定の注記を要件として、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理(以下、「例外規定」)を採用することを容認してきた。

企業会計基準委員会では、この「例外規定」の再検討について、2001年(平成13年)11月にテーマ協議会から提言を受け、2002年(平成14年)7月より審議を開始した。その後、4年間にわたりこのテーマを審議し、その間、2004年(平成16年)3月に「所有権移転外ファイナンス・リース取引の会計処理に関する検討の中間報告」や2006年(平成18年)7月に試案「リース取引に関する会計基準(案)」、2006年(平成18年)12月に企業会計基準公開草案第17号「リース取引に関する会計基準(案)」を公表し、様々な方面からの意見聴取も行った。意見聴取や審議を重ね、2007年(平成19年)3月30日、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」(以下「改正後基準」)と企業会計基準適用指針第16号「リース取引に関する会計基準適用指針」を公表し、「基準」において容認されてきた「例外規定」を廃止するに至った。

リース会計基準改正の最大のポイントは、「所有権移転外ファイナンス・リース取引」の賃貸借処理の廃止であり、売買に準じた会計処理に一本化されたことである。この結果、借手の貸借対照表には「リース資産」と「リース債務」の計上が必要となり、損益計算書は従来の「支払リース料」「賃借料」といった経費処理の勘定科目から「支払利息」と「減価償却費」という勘定科目名による計上へと変更がなされた。少額のリース資産、短期のリース取引<sup>1)</sup>については引続き賃貸借処理が認められ、またリース資産総額に重要性が乏しいと認められる場合の取扱いについては、「リース資産をリース料総額で計上する方法」「支払利息を定額法で配分する方法」のいずれかを選択適用することが認められている。

「改正後基準第31項」によれば、改正理由としては、企業会計基準委員会は、「基準」に対し、次の問題意識を有していたとされている。

第一点は、会計上の情報開示の観点からファイナンス・リース取引については、借手において資産及び負債を認識する必要がある。特に、いわゆるレンタルとは異なり、使用の有無にかかわらず借手はリース料の支払義務を負い、キャッシュ・フローは固定されているため、借手は債務を計上すべきである。

第二点として、本来、代替的な処理が認められるのは、異なった経済的実態に異なる会計処理を適用することで、事実をより適切に伝えられる場合であるが、例外処理がほぼすべて

---

1) 少額のリース資産とは、企業の事業内容に照らして重要性の乏しいリース取引で、契約1件当たりのリース料総額が300万円以下のリース取引をいう。

短期のリース取引とは、リース期間が1年以内のリース取引をいう。

を占める現状は、会計基準の趣旨を否定するような特異な状況であり、早急に是正される必要がある。

なお、適用時期については、2008年(平成20年)4月1日以後に開始する連結会計年度及び事業年度からである。ただし、2007年(平成19年)4月1日以後に開始する年度からの適用(早期適用)もできるとし、四半期決算については、2009年(平成21年)4月1日以後に開始する年度に適用され、2008年(平成20年)4月1日以後に開始する年度から早期適用もできるとされた。

## IV リース取引のオンバランス化問題

### 1. リースのオフバランス化(資本化回避)の意義

リース取引について、多くの企業が賃貸借処理(オフバランス)を採用した理由としては、脚注開示方式によってオフバランス化を図り、財務比率の悪化や損益計算上や税務上においてメリットを享受することにあつた。

損益計算の側面から考えると、リースのオフバランス化を図ることにより、企業は単にリース料を当期の費用として、損益計算書に計上するのみである。そのため、貸借対照表には表面上その影響は表れず、財務比率の悪化を防ぐことが可能となる。よってステークホルダーに対する信用保全能力を高めることとなる。

税務上の側面からは、リース料を経費として全額損金に算入できたということがあげられる。とくにわが国のように税務と会計に密接な関係がみられる場合には、そのメリットは大きいものとなっていた。つまり、リース料を算定する場合には、物件の購入価額を基礎として、金利・固定資産税・保険料・販売費および一般管理費・さらには利益という構成要素が加味されているが、リースを賃貸借処理(オフバランス)し、オペレーティング・リースとすることにより、すべての構成要素を損金として処理することが可能となり、企業にとっては節税という面で大変なメリットを享受できた。

わが国においては、確定決算主義<sup>2)</sup>が採用され、これまでリース取引は税法の賃貸借処理(オフバランス)が主導的な役割を果たしてきた経緯から、会計上の税法との整合性を保つために賃貸借処理(オフバランス)が容認されてきたという背景もある。

これに対し、ファイナンス・リースとして売買処理(オンバランス)した場合には、貸借対照表上に「リース資産」および「リース債務」という資産・負債が計上されるため、社債発行や株価維持のために重要とされる財務比率の悪化をもたらす、財務健全性や収益性が相対的に悪化することにつながってしまうことになる。また、税務上も、所有資産と同様に取り扱われることになるため、減価償却費・固定資産税・支払利息などの項目のみが損金算入の対象となり、賃貸借処理(オフバランス)に比べるとメリットは大幅に減少することになる。

---

2) 法人の決算は、その計算書類(財務諸表)が株主総会において承認または報告されることによって確定する。法人税法では、そこで確定した決算書に書かれている利益額を企業所得とみなし、これをベースに課税所得を決定する。

## 2. リース契約オンバランス化の必要性

アメリカを始めとし、各国のリース会計基準は、「リスク・経済価値アプローチ」<sup>3)</sup>を採用している。このアプローチでは、資産の所有に伴うリスクと便益を実質的にすべて移転するリース契約をファイナンス・リース取引として分類し、当該契約から生じる資産および負債については、借手の貸借対照表で認識する、いわゆる売買処理（オンバランス）が行われる。また、ファイナンス・リース取引として分類されないリース契約はオペレーティング・リース取引として、賃貸借処理（オンバランス）が行われる。この会計処理における負債額の評価と恣意的会計処理操作に係る問題点を次に指摘し、リース契約のオンバランス化の必要性を検討する。

### 1) オペレーティング・リース取引における負債額の評価

菱山 [2007]<sup>4)</sup>の見解では、市場が利用可能な情報に関して効率的であることを前提とすれば、ある項目が財務情報に組み込まれて提供されることが重要となり、その際の形式は意味を持たない、とされている。すなわち、オペレーティング・リース取引のオフバランス化に関しては、情報の有用性に差異はないとすれば、財務諸表の脚注において開示されようと、財務諸表本体に計上されようと、問題はない。そのため、脚注に開示された情報から、負債額を推定的に計算が可能であるならば、本体計上するように会計基準を変更する必要性は生まれにくいことになる。実際に投資家が企業評価を行う際には、脚注開示の情報をもとに負債額を推定計算していると考えられるが、脚注に開示された情報を用いて負債額を評価する方法には、いくつかの問題点が存在している。そのため、本体計上した場合と同等の情報が脚注から入手できるという保証がないと指摘されている。

第一点は、脚注情報から負債額を推定する手続きに不確実性が伴う点である。脚注に開示されるリース料の情報は、将来の解約不能なリース契約の最低リース料の総額が特定の年限に区分され表示されるのみであり、脚注情報から確定した債務額を算定するには、利用者サイドにおいて、推定計算を行うことが必要となる。その際には、貸借対照表日以降の各年度の最低リース料の発生パターンと割引率の見積もりを必要とし、計算には見積もり要素が介入するため、不確実にならざるを得ない。また、その見積もりが手続き上煩雑であるために、実務においては簡素化された方法が使用されることがあり、その場合には、推定計算の値はより不確実となると指摘できる。脚注情報の不十分さと利用者の推定計算に係る手続上の不確かさに起因して、脚注情報からはオンバランスした場合と同等の負債額が導きだされる保証はないことになる。

第二点は、脚注に開示された金額に、虚偽表示が黙認される点である。リビー研究<sup>5)</sup>は、脚注に開示されたオペレーティング・リースに係る負債額に、虚偽表示が黙認される可能性を、監査人を被験者とする実験研究により明らかにしている。彼らによれば、監査の質が管理される状況下では、監査人は、財務諸表本体に計上された金額に虚偽表示が発見された場合

3) リスク・経済価値アプローチとは、金融商品を構成する経済価値とリスクを一体のものとし、それらのほとんどすべてが他に移転した場合のみ当該金融商品をオフ・バランスするという認識の中止に関する考え方。

4) 菱山 淳「リース契約オンバランス化の必要性と課題」『会計』2007年12月号、655頁

5) 前掲書、657頁

には、たとえクライアントから激しい抵抗にあったとしても、その全額の修正を求めるのに対し、脚注に開示された金額に虚偽表示が発見された場合には、それが利用者から多くの注意を払われることがなく、また契約において広く利用されることもないために、監査人はその虚偽表示を黙認する可能性があることを指摘した。このことから、財務情報を脚注において開示させようとする決定は、情報の信頼性を減少させる可能性がある。

こうした見解に依拠するのであれば、脚注開示情報に基づいてオペレーティング・リースに係わる負債額を推定する手続きには、推定計算に内在する不確実性だけでなく、その基礎となる金額に虚偽表示の可能性が存在するために、その推定値は不正確な金額となる可能性がある。そのため、本体計上した場合と脚注開示した場合とでは、その情報には差異があると認められる。この点に、リース債務全体の財務諸表への計上が可能となるようなオンバランスの範囲を拡張する必要性が見出される。

## 2) オンバランス化回避行動と経営者による恣意的会計操作の排除

リスク・便益アプローチを採用する「基準」においては、ファイナンス・リースとして分類されるリース契約を確定するために、具体的な判定基準を明示している。この「基準」は、本来、リース契約の内容にしたがって資本化（オンバランス）の範囲を確定することを狙ったものであったが、現実にはこの判定基準は経営者によって恣意的に適用され、資本化（オンバランス）を回避する手段として利用されていた側面がある。資本化（オンバランス化）回避行動を引き起こす可能性があるが、その主な理由としては、前述の通り財務比率の悪化の回避や税務上のメリットを享受する狙いがあげられる。

また、テイラー<sup>6)</sup>の経営者に対する質問調査によれば、財務諸表の作成者である経営者の多くが、リース契約の資本化（オンバランス）が財務諸表利用者の各種の予測能力を改善することになると考えてながらも、実際には、資本化（オンバランス）が生じないようにリース契約を締結していることが指摘されており、経営者の意図的な資本化（オンバランス）回避が行われている実体を知ることができる。

あるリース契約をオペレーティング・リースとして分類しても、それが基準の内容に従う限り、許容される範囲内での経営者の裁量であり、問題はない。しかし、オペレーティング・リースとして分類する結果、財務諸表利用者の意思決定が誤導される場合には、経営者の裁量の幅を減少させる必要がある。前述のように、オペレーティング・リースについては、脚注開示情報からリース債務の金額を見積もる推定計算が必要とされる点、その基礎となる金額に監査手続きに由来する虚偽表示が含まれる可能性がある点において、脚注で開示する経営者の決定は、財務諸表利用者の意思決定を誤らせる可能性がある。そのため、経営者による恣意的な会計処理選択権を排除する必要があると考えられる。

## 3. リース取引のオフバランス化の問題点

「基準」において「所有権移転外ファイナンス・リース取引」の賃貸借処理（オフバランス）

---

6) 菱山 淳「リース契約オンバランス化の必要性和課題」『会計』2007年12月号、658頁

を容認し、「リース資産」および「リース債務」をオフバランスすることには、どのような問題が指摘されているかを以下のように整理した。

- 1) 投資家などの財務諸表利用者は、オフバランスの資産と負債について、財務諸表の数値を修正し、リース契約の影響を損益計算書に反映させているが、注記情報は信頼性の高い修正を行うには不十分である（注記情報の信頼性）。
- 2) 類似した取引形態であっても、二つの会計モデル（ファイナンス・リースとオペレーティング・リース）が存在し、異なる会計処理が容認されていたために、企業による会計処理の採用によって、財務諸表の比較可能性が低下している（財務諸表の比較可能性）。
- 3) 特定のリースの分類が実現できるように取引を仕組む機会を提供している。リースがオペレーティング・リースに分類された場合、借手はオフバランスの資金源を手に入れる（恣意的な分類）。
- 4) ファイナンス・リースとオペレーティング・リースの間に境界線を定めることが困難である。このため、リース会計基準は主観的判断と数値基準を混合して使用しているが、その適用が困難である場合がある（判断の困難性）。
- 5) 国際会計基準審議会（International Accounting Standards Board：以下「IASB」）とFASBの定義を満たすリース資産および負債がオフバランスとなっている等の概念的な欠陥がある（概念的な欠陥）。

#### 4. リース会計基準改正の企業へ与える影響

多くの企業において、リース取引は賃貸借処理（オフバランス）が行われてきた。しかし、基準改正によって、オペレーティング・リース取引を除くものについては、売買処理（オンバランス）が要求されるようになった。ここでは、佐藤信彦・角ヶ谷 [2009]<sup>7)</sup>の検証結果をもとに売買処理（オンバランス）と賃貸借処理（オフバランス）が財務諸表に与える影響を分析し、財務比率を含んだ視点で検討したい。

[設例] (基本情報)

・解約不能なリース期間	5年
・リース資産（機械設備）の計上価額（現在価値）	3,680万円
・支払い方法	毎年3月31日 後払い（5回）
・年額リース料	} 維持管理費用含む 850万円
・リース料総額	
・経済的耐用年数	5年
・適用利率	年利 5.0%
・決算日	3月31日
・リース取引開始日	X年4月1日

(出所) 佐藤信彦・角ヶ谷典幸『リース会計基準の論理』税務経理協会 2009年、112頁

7) 佐藤信彦・角ヶ谷典幸『リース会計基準の論理』112～117頁、税務経理協会、2009年

※ 所有権移転基準・割安購入選択権基準・特別仕様基準を満たさない。  
 会計処理と税務処理は一致するものとし、税効果会計は適用しない。  
 法人税等の金額は税引前利益の40%とし、その全額を決算日に現金にて納付。  
 A社は売買処理を行い、B社は賃貸借処理を実施。

## [リース取引開始前の財務諸表]

○貸借対照表 (X2/3/31)			
現金預金	3,607	支払手形	4,112
受取手形	5,419	1年以内社債	4,079
有価証券	4,491	その他短期負債	1,403
棚卸資産	2,509	1年超社債	3,971
機械設備	12,535	その他長期負債	4,834
車輜	6,487	資本金	42,816
備品	5,742	資本剰余金	5,497
土地	24,816	利益剰余金	5,018
投資有価証券	6,124		
	<u>71,730</u>		<u>71,730</u>
○損益計算書 (X1/4/1～X2/3/31)			
売上高		15,247	
売上原価		<u>8,198</u>	
売上総利益		7,049	
販売費・一般管理費		<u>4,388</u>	
営業利益		2,661	
営業外収益		3,311	
営業外費用		<u>4,010</u>	
経常利益		1,962	
特別利益		2,547	
特別損失		<u>2,001</u>	
税引前利益		2,508	
法人税等		<u>1,003</u>	
税引後利益		<u>1,505</u>	

(出所) 佐藤信彦・角ヶ谷典幸『リース会計基準の論理』税務経理協会 2009年, 115頁

## [A社(売買処理)の仕訳]

(リース取引開始日)(X1年4月1日)

(借方) 機械設備	3,680万円	(貸方) リース債務	3,680万円
-----------	---------	------------	---------

(決算日の仕訳)(X2年3月31日)

(借方) リース債務	666万円	(貸方) 現金預金	850万円
支払利息	184万円		
減価償却費	736万円	減価償却累計額	736万円

(出所) 佐藤信彦・角ヶ谷典幸『リース会計基準の論理』税務経理協会 2009年, 113頁

## [B社の仕訳]

(リース取引開始日) (X1年4月1日)

(借方) 仕訳なし	(貸方) 仕訳なし
-----------	-----------

(決算日の仕訳) (X2年3月31日)

(借方) 賃借料	850万円	(貸方) 現金預金	850万円
----------	-------	-----------	-------

(出所) 佐藤信彦・角ヶ谷典幸『リース会計基準の論理』税務経理協会 2009年, 114頁

## [財務比率の比較]

分析指標		計算結果		比較優位
		A社	B社	
短期支払能力	流動比率	151.02	161.73	B社
	当座比率	126.64	135.57	B社
長期支払能力	自己資本比率	71.14	74.17	B社
	負債比率	40.57	34.83	B社
投資の健全性	固定比率	111.12	105.46	B社
	固定長期適合率	91.78	90.39	B社
資産の効率性	総資本回転率	0.206	0.214	B社
	固定資産回転率	0.26	0.27	B社
収益性	総資産利益率	1.40	1.56	B社
	自己資本利益率	1.81	1.88	B社

(出所) 佐藤信彦・角ヶ谷典幸『リース会計基準の論理』税務経理協会 2009年, 115頁

(注) 回転率以外の計算結果は、単位を%として表記。  
当座資産は、現金預金・受取手形・有価証券の合計。

## ○財務比率の分析

A社とB社の財務諸表は、リース取引の会計処理に関連する科目および金額が相違するのみであり、それ以外は完全に同一である。よって、A社とB社の投資適格性も本来であれば同一と判断されるべきである。しかし、上記の通り財務比率は、すべてB社を優位とする結果を示しており、これは、同じ取引であっても、会計処理方法の違いによって、異なる財政状態および経営成績が示されることを表わしている。

売買処理(オンバランス)と賃貸借処理(オンバランス)で財務比率に明確な違いが生じているのは、資産および負債の認識を行うかどうかによるものである。すなわち、売買処理(オンバランス)を行うと、貸借対照表にリース物件を「リース資産」として計上し、リース料総額の支払義務を「リース債務」として計上しなければならない。それに対し、賃貸借処理(オンバランス)を行うと、資産と負債の認識を伴わず、リース料総額を費用として損益計算書に計上することになる。

売買処理(オンバランス)は、負債の認識を行うことから、支払能力をはじめとする安全性の指標が悪化することになり、注記情報を加味しない財務諸表本体における企業の財務的な信用能

力は低下したかのように見える。その結果、借入限度枠の引下げ、社債格付の低下、株価の下落などが生じる恐れがある。財務比率の悪化を防ぐため、企業はこれまで「例外規定」による賃貸借処理（オンバランス）を選択することによって、資本化（オンバランス）回避行動を行っていた。

また、財務制限条項<sup>8)</sup>が特約されている場合、財務比率を悪化させないことは、企業の存続を左右するほどに重要な意味をもつことになる。これに対し、改正後の「基準」においては、経済的実質に基づいてリース取引の会計処理を規定しているため、割賦購入と実質的に同様であるリース取引は、会計上、賃貸借処理ではなく売買処理しなければならない。上記設例のリース取引でいえば、B社の会計処理は認められず、A社の会計処理を実行しなければならないのである。

## V リース会計の今後の展開

国際的なレベルでリース会計基準を見直す動きが展開されている。そこでの議論のベースになっているのが、「G4+1ポジション・ペーパー」（以下「ポジション・ペーパー」）とよばれるものである。「G4+1」とは、アメリカ・イギリス・カナダ・オーストラリア・ニュージーランドの基準設定主体および国際会計基準委員会（International Accounting Standard Committee：以下「IASC」）で構成されるメンバーのことである。これは、「リスク・経済価値アプローチ」に代わる新たな資本化（オンバランス）の理論的枠組みを提示している。以下においてポジション・ペーパーで提示されている主要な二つの論点について、茅根 [2001]<sup>9)</sup> 伊藤 [2008]<sup>10)</sup> を中心とし、概説したい。

### 1. ポジション・ペーパーの提案

#### 1) 単一会計基準導入の提案

現在の国際会計基準17号（International Accounting Standards：以下「IAS」）は、リースをファイナンス・リースとオペレーティング・リースに区分し、それぞれ異なる会計基準を定めている。これに対しポジション・ペーパーは、リースの区分を廃止して、リースと判定された取引に関しては単一の会計基準を適用することを提案している。これを前提とすれば、すべてのリースは、IASのファイナンス・リースと同様の会計処理として統一されることになる。

また、すべてのリースに単一の会計基準を適用することを前提とすれば、リース契約は他の未履行契約と区別されることになり、貸手がリース物件を借手に引き渡した時点（借手が

---

8) 財務制限条項とは、「社債の元利払い能力を確保するために起債企業に義務づけられた条項で、もし起債企業が内容を充足できなければ、期限前に償還を行わなければならない」とするものである。代表的な条項としては、起債企業がデフォルト（債務不履行）に陥らないように、追加債務の金額を制限したり、財務比率を一定に保つことを要求する条項があるが、それを満たしているかどうかは、財務諸表上の金額をベースに判定されることが多い。そのため、財務制限条項への抵触を防止する意味においても、例外規定による賃貸借処理を優先し、資本化（オンバランス）回避行動がとられてきた背景がある。

9) 茅根 聡「リース会計基準をめぐる国際的動向」『月刊リース』2001年9月号、2～10頁

10) 伊藤正彦（リース研究会）「新リース税制と実務問答」58～61頁、財経詳報社、2008年

リース物件を使用できる状態になった時点)で、貸手の義務が実質的に履行され、リースは、未履行契約でなくなるということになる。

## 2) 「使用権」概念の導入による資産・負債認識の提案

現在のIAS17は、「リスク・経済価値アプローチ」の概念に基づいて、リース資産の「リスクと経済価値」が実質的に貸手と借手のうちどちらかに帰属するかを判断することを要求しているが、ポジション・ペーパーは、「資産・負債アプローチ」の概念（リース契約の下での貸手と借手に発生する資産・負債を「資産・負債の概念フレームワーク」により判断）に基づき認識することを提案している。

つまり、ポジション・ペーパーでは、引渡しの時点において、賃貸人はリース料債権を資産に計上し、借入人はリース期間中の物件の将来の経済的便益を享受できる権利である使用権を資産として計上することを提案している。相手科目としてのリース料支払債務は負債に計上することになる。

## 3) 「財務構成要素アプローチ」の導入の提案

「リスク・経済価値アプローチ」を適用する場合は、リスクと経済価値のほとんどすべてが他方に移転しなければ、貸借対照表における資産をオフバランスすることは適当でないといっている。そこで、ポジション・ペーパーでは、金融商品会計で採用しているところの、金融資産を分割可能な単位または構成要素に分解することにより、個々の要素の移転が認識できれば、その部分をオフバランスできるという「財務構成要素アプローチ」の概念を導入することを提案している。

そこで、リース会計においても資産と負債の認識・測定にこのアプローチを採用するとすれば、リース契約をリース料、残価、選択権（更新選択権・解約選択権・購入選択権）、偶発リース料等に分離し、借手と貸手のいずれに属しているかに基づいて資産と負債の認識・測定を行うということになる。

## 4) 「公正価値アプローチ」導入の提案

現在のIASでは、原則として割引現在価値による測定が採用されており、資産や負債の価値変動を損益に認識することを要求していない。それを、ポジション・ペーパーでは、レッサーにおける金融資産およびレシーにおける金融負債については「公正価値（時価評価）アプローチ」を導入することを提案している。

このようなポジション・ペーパーの提案は、「リスク・経済価値アプローチ」から「資産・負債アプローチ」への理論転換によってオンバランス化の拡大を図ること、また、金融商品会計の考え方である「財務構成要素アプローチ」を適用することに特徴がみられる。

ポジション・ペーパーの提案は、国際会計基準審議会（International Accounting Standards Board：以下「IASB」）とFASBのジョイント・プロジェクトとして開発しようとしている単一会計基準に先駆けての重要な提案と考えられる。今後、国際的に統一されたリース会計基準が生成されていく過程において大きな影響を与えるものである。

## 2. IASBとFASBのジョイント・プロジェクト

IASBのわが国からの唯一の構成員である山田辰巳氏の論稿<sup>11)</sup>を参考とし、わが国のリース会計基準への影響について考えてみたい。

IASBとFASBは、2006年2月に、アメリカ証券取引委員会（Securities and Exchange Commission：SEC）および欧州委員会（EC）の支持を得て、2008年末までに両者の会計基準の差異を解消し差異調整表の添付を求めないことで合意した。その具体的な合意内容は覚書（Memorandum of Understanding：MOU）という形で公表されているが、リース会計基準プロジェクトは、そのなかの一つに挙げられている。

アメリカ財務会計基準書13号（Statement of Financial Accounting Standards：以下「SFAS」）については、1976年11月に公表されて以降30年間基本的な会計処理方法の見直しは行われていない。IAS17についても1982年9月の公表後25年間基本的な会計処理方法の変更は行われていない。このため、リース会計は、その後開発された多くの国際財務報告基準（International Financial Reporting Standards：以下「IFRS」）などと整合していない部分が生じ、関係者から抜本的な見直しが必要であると長年指摘されてきた。ジョイント・プロジェクトでは、現行リース会計基準の特徴であるリース取引をファイナンス・リースとオペレーティング・リースに区分し、異なる会計処理を適用するという取扱いを廃止し、リース取引によって生じる資産および負債、特にリース対象物件に対する「使用权」に焦点をあて、すべてのリース契約を単一の方法で会計処理するという会計基準の開発を目的としている。

### 1) IFRSによる資産・負債アプローチ

現行のリース会計基準での貸手の処理は、繰延法的な考え方が適用されている古い基準であるため、資産・負債アプローチをとる他のIFRSとの整合性が指摘されている。このような指摘に対し、ジョイント・プロジェクトでは、リース契約によって生じる資産および負債<sup>12)</sup>に焦点を当て、それらを単一の方法で会計処理する方式の開発を目指している。したがって、新しい考え方では、ファイナンス・リースやオペレーティング・リースといった区分は不要となる。

IASBによれば、このような単一の会計処理方式を採用することによって、以下の利点があると考えている。

- (1) 現在オフバランスになっている巨額の債務を負債として認識
- (2) 有用な情報を提供することが可能となり、未認識の債務を把握するために現在行っている予測計算の必要性を減少させることができる。
- (3) リース契約の実態に沿った財務報告を達成でき、かつ、貸借対照表をよりよく見せるための仕組み作りの機会を減らすことができる。
- (4) 明確な基準を策定することによって、会計基準の複雑性を減少させることができる。

11) 山田 辰巳「リース会計基準をめぐる国際動向—IASBとFASBの共同プロジェクト—」『企業会計』2007年7月号、60～65頁

12) 特にリース対象物件に対する「使用权」

## 2) 2007年3月のジョイント・プロジェクトでの議論内容

ジョイント・プロジェクトは2007年3月の会議で以下の議論がされたと報告している。リース契約によって生じる権利および義務について、単純な解約不能の機械リース契約の設例に基づき、現行の概念フレームワークの資産および負債の定義を満たすかどうかを検討された。

### [設例]

- ・期待耐用年数10年の機械が5年間リースされた。
- ・リース契約は、解約不能で延長できない。リース満了時に当該機械を購入することはできず、残存価値の保証はない。
- ・リース料は、機械の引渡し後リース期間にわたり一定の期間ごとに支払期日を迎える。
- ・リース料は、前払い・固定額であり、当初契約時に決定されている。
- ・メンテナンス、その他の契約はない。

(出所) 伊藤正彦 (リース研究会) 「新リース税制と実務問答」 財経詳報社 2008, 63頁

設例による借手、貸手の権利義務は以下となる。

借 手	貸 手
・リース期間にわたって機械を使用できる権利	・リース期間にわたって機械の使用を許可する義務
・リース期間にわたって特定額の支払いを行う義務	・リース期間にわたって支払いを受ける権利
・リース期間満了時に機械を返却する義務	・リース期間満了時に機械の使用によって受け取ることができる経済的便益に対する権利

設例のような単純なリース契約においても、借手には一つの権利と二つの義務が、貸手には一つの義務と二つの権利が創出されることが確認できる。

そして、ここでの権利義務は、IASBの概念フレームワーク第49項<sup>13)</sup>の資産および負債の定義を満たすかどうか議論された。結果は、上記の図表で示された権利義務の全てが資産および負債として認識されるわけではない。借手の場合は、リース契約によって創出された使用权およびそれに伴う支払義務のみが資産および負債として認識される。貸手の場合は、既にリースの対象である機械を引き渡しているため、リース契約に関連するのは、リース期間にわたって支払いを受ける権利(資産)だけとういことになる。

追加をすると、リース期間満了時の機械については、借手は単なる保管者にすぎなくなるため返却する義務は負債とはならない。また、貸手側からみると、貸手のリース期間満了後に機械の使用によって受け取ることができる経済的便益に対する権利は、リース期間満了後に生じるため、本来のリース契約とは無関係であると考えべきである。

## 3) リース会計モデルの検討

設例を念頭に置き、リース契約を会計処理するために適用できる可能性のある四つのモデ

13) 同項では、資産とは、取引または過去の事象の結果として当該企業が支配し、かつ、将来の経済的便益が企業に流入することが期待される資源をいう。負債とは、取引または過去の事象から発生した当該企業の現在の債務であり、これを決済することにより経済的便益を報復する資源が当該企業から流出する結果となると予想されるものをいう。

ルの分析評価が実施された。

- (1) リース物件引渡し後において、借手が無条件に取得するものを使用権と考え、これを資産として認識する。同時に、無条件に発生する使用権の対価支払義務を債務として認識する。一方、貸手は、リース料を受領する権利およびリース物件に対するリース期間満了後の残余持分という二つの資産を持つと考えられる（使用権アプローチ）。
- (2) リース期間中のリース物件は、借手の支配下に置かれることから借手の資産として全額認識される。また、同時に発生するリース料の支払債務およびリース期間満了時にリース物件を返却しなければならない義務の双方を負債として認識する。一方、貸手は、リース料を受領する権利およびリース期間満了時にリース物件の返却を受ける権利の両方を資産として認識する（資産全体モデル）。
- (3) 基本的にすべてのリース契約は未履行契約であると考え、この考え方を前提とすれば、借手の使用権は、リース料の支払いを前提とする権利であると考え、また、借手のリース料の支払義務は、貸手がリース期間にわたってリース物件の使用承認を条件とするものと考えられることができる。この結果、使用権とリース料支払義務は純額で認識されることになり、資産および負債は認識されず、オペレーティング・リースの会計処理と同様となる。一方、貸手も同様にリース契約に関する資産および負債を認識しない。ただし、リース物件は貸手が資産として認識する（未履行契約モデル）。
- (4) リース契約をファイナンス・リースとオペレーティング・リースに区分して、異なる二つの会計処理を認めるモデルである。議論の結果、IASBは、基準改正の見直し要求を満たす権利および義務を認識できるモデルは、使用権アプローチのみであると暫定的に結論付けた。したがって、今後は使用権アプローチを用いてリース契約に含まれる権利および義務の認識および測定の見直しが行われることになる。また、FASBにとっても財務報告の透明性を確保するためには、リース会計基準の見直しが不可欠な問題であると認識していることは、明白である。そのためには、FASBが以前関与した「ポジション・ペーパー」のように、すべてのリース取引について契約から生じる権利・義務をオンバランスの対象とするアプローチをジョイント・プロジェクトとして検討することが最も効果的であると結論付けているように思える（現在の会計基準で用いられているモデル）。

#### 4) ジョイント・プロジェクトのわが国への影響

IASBとFASBのジョイント・プロジェクトにより、前述した方向でリース会計基準が単一化することは確実であると考えられる。IFRSを現在の国連加盟国の半数以上の国々が何らかの形で採用している状況と、EU諸国の上場企業が、財務報告基準として正式採用（2006年）していることを踏まえれば、ジョイント・プロジェクトの結果がリース会計基準の世界標準となることは明白である。

さらに、EUが、将来的には当基準とIFRSとの間の同等性評価を踏まえたうえで、EU域内で企業活動が活発なわが国に対して、リース会計基準を変更することを要請してくること

も考えられる。また、より現実的な問題として、海外に進出している日本企業の海外現地子会社の所在する国々がIFRSを採用していれば、この子会のリース会計基準に平仄を合わせざるを得なくなる状況も考えられる。

やがて到来すると思われるリース会計基準の再改正においては、必ずわが国の基準設定にも多大な影響を及ぼすことが推測できる。日本基準が変更されるとすれば、リース取引への課税、つまり、法人税法にも影響が及ぶ可能性があり、日本経済に与える影響は計り知れない。

企業会計基準委員会が新会計基準において、「所有権移転外ファイナンス・リース取引」の会計処理を変更し、リース資産およびリース負債を認識して財務諸表上にオンバランスする会計処理を設定したことは、現行の国際的な会計基準と平仄を合わせたという点においては評価できる。しかし、いまや、IASBとFASBの議論は、リース契約に基づく権利義務に着目し、リース取引に関する会計処理を統一基準により処理しようという方向へ動き始めている。

このような状況の中で、企業会計基準委員会はIASBとの連携を強化する必要性を認識し、意見交換を緊密にする努力を開始している。さらに、IASBに長期専任スタッフを派遣し、国際的な会計ルール共通化の動きに対応していく方針であるという。既に企業会計基準委員会はIASBと会計ルールを2011年半ばまでに全面共通化することを、2007年8月の東京合意によって確認している。それを達成するためには、現状の出来上がったものに追随するのではなく、緊密な連携によって既存のルール共通化作業と新たに設定する国際基準作りへの日本の影響力を強めていくことが必要と思われる。

## VI おわりに

わが国のリース会計基準は、改正により「所有権移転外ファイナンス・リース」の賃貸借処理（オフバランス）が廃止され、すべてのファイナンス・リースに売買処理（オンバランス）が規定され、FASBやIASBの現行のリース会計基準とオンバランスされる範囲についてはほぼ同様の内容を持つものになった。しかし、現行の基準においても、企業が負っているリース債務を財務諸表利用者が正しく把握できない点や賃貸借処理（オフバランス）にあたり経営者に裁量の余地が多く与えられている点についての問題点が完全に排除されたわけではない。

国際的には、「ポジション・ペーパー」を基礎として、さらなる資本化（オンバランス）の強化を目指し、ファイナンス・リースとオペレーティング・リースの区分をなくし、また長期・短期を問わず、すべてのリース取引において資産および負債計上を強制する方向へ向かっている。このアプローチはリース契約上の権利と義務を認識するアプローチであるが、リース契約の判定にあたり資産・負債概念との整合性から資本化を導くものであり、また従来のリース会計の資本化と認識レベルで異質な考え方が採用されていることから、従来前提とされてきた考え方を問い直す必要性を生み出している。しかし、現状においては、取引の対象をどのように措定するのかという点、そしてどのような表示科目で財務諸表に計上するのかという点、またその法的性質や計上根拠をどのように定めるべきかといった基本的なレ

ベルにおいて解決すべき課題もある。

また、中小企業では、「中小企業における会計の指針」においてリース契約について資本化（オンバランス）が強制されてはいないが、今後は中小企業においても資本化（オンバランス）の波は押し寄せてくるものと考えている。しかし、それは、課税関係をはじめとし、一層の財務比率をまねき、もともと資金調達力の弱い中小企業は、金融機関からの資金調達は厳しいものとなることも予想され、影響は小さくない。

今後は、国際的動向だけでなく中小企業への影響等も検討課題として、リース会計についての研究を進めていきたい。

本論文「リース会計基準の変遷に関する研究」は、私が指導してきた筆者の修士論文を基本にして作成されたものである。論文作成を指導する中で、私は修士論文のテーマが会計学を学ぶ以上、自己の人生観にどう反映するのか主張してほしいと言ってきた。

「リース会計」をテーマに修士論文にした修士生は初めてである。筆者の強調したい“リース取引のオンバランス問題”は、リース会計において長年議論がなされてきたテーマでもある。様々な資料を駆使し、筆者なりの結論を導けたことは、会計の世界が急速に展開する戸惑いの中で実り多いものであったと推奨できる。

学問に対して筆者が益々真摯に精進されるよう望みたい。

豊橋創造大学大学院

会計学指導教授 中野 一豊

#### 【参考文献・引用文献】（法令等は除く）

- 伊藤正彦（リース研究会）[2008]『新リース税制と実務問答』財経詳報社，2008年  
財務会計基準機構・企業会計基準委員会 [2008]『企業会計基準 完全詳解』税務経理協会，2008年  
佐藤信彦・角ヶ谷典幸 [2009]『リース会計基準の論理』税務経理協会，2009年  
税理士法人 赤坂共同事務所 [2008]『リース取引の会計と税務』中央経済社，2008年  
茅根 聡 [2001]「リース会計基準をめぐる国際的動向」『月刊リース』，2001年9月  
菱山 淳 [2007]「リース契約オンバランス化の必要性和課題」『会計』，2007年12月  
宮内義彦 [2008]『リースの知識』日本経済新聞出版社，2008年  
山田辰巳 [2007]「リース会計基準をめぐる国際動向—IASBとFASBの共同プロジェクト—」『企業会計』，2007年7月